

令和5年度 地域支援事業（一般介護予防事業・包括的支援事業）について

1. 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、住民主体の通いの場等の地域づくりを推進するための事業。
保健事業の「高齢者の保健事業と介護予防一体的な実施」事業と連携しながら行う。

（1）介護予防把握事業

洞爺湖町で実施している特定健診（集団）に運動機能検査を追加し、運動器等の機能低下が進んだ人を早期に把握し、必要な活動等につなげる支援を行う。

（2）介護予防普及啓発事業

①介護予防教室「げんきクラブ」の開催

2地区の医療機関に委託し、理学療法士等リハビリテーションの専門職を講師として運動を主体とした教室を月1回開催している。

【虻田地区】4～3月（計12回）会場：アイヌ民族共生拠点施設ウトウラノ

委託先：洞爺協会病院

【洞爺地区】4～3月（計12回）会場：洞爺ふれ愛センター

委託先：洞爺温泉病院

②脳の健康教室の開催支援

70歳以上を対象に、公文の学習教材を用いた認知症予防を目的とした教室を開催する（社会福祉協議会委託事業）。

【開催】1クール6か月間 計2クール開催

【会場】アイヌ民族共生拠点施設ウトウラノ

（3）地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場の開催や支援者に対するポイントの付与について、社会福祉協議会と連携して支援を行う。

（4）地域リハビリテーション活動支援事業

老人クラブ等の地域の団体等に対し、リハビリ職や歯科衛生士等の専門職を派遣し、身近な場で介護予防に関する知識を得ることができる場をつくる（年20回）。

2. 包括的支援事業

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活するために必要な体制等整備する事業。

(1) 総合相談事業

年2回「包括だより」を発行し、相談先の周知の他、介護に必要な情報提供を行う。
要介護・要支援認定を受けて定期的に介護サービスを利用していない高齢者や、機能低下した方等に対し、保健事業と連携しながら必要なサービスにつなげる等支援を行う。

(2) 権利擁護事業

高齢者虐待の防止について「洞爺湖町高齢者・障害者 虐待防止・対応マニュアル」に基づき相談体制及び支援体制の強化を図る。
成年後見制度の活用について、室蘭成年後見支援センターと連携して支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員向けの研修会や事例検討会を開催し、支援の質の向上に努める。

(4) 生活支援体制整備事業（社会福祉協議会委託事業）

協議体の開催及びコーディネーターの配置を行うとともに、地域に必要とされているサービスや担い手の育成に関する現状の把握、課題の整理、ボランティア活動のサポート等、社会福祉協議会と連携して実施する。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業の充実

地域で活動する医療・介護・福祉・保健の専門職が集い、互いに連携して町民を支援できるよう、関係・連携の強化と人材育成のための専門職向けの研修や、とうやこケアネットワーク講演会などの普及啓発活動を行う。

(6) 認知症総合施策

認知症地域支援推進員を中心に、「認知症ガイドブック（認知症の予防から症状に応じて受けられるサービスなどを掲載した冊子）」の周知や認知症サポーター養成講座の開催等通して、地域の認知症の理解を深める活動を行う。

また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームによる支援で、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

(7) 地域ケア会議の開催

民生委員や福祉委員、介護支援専門員等、地域で活動する支援者が集い、町や地域の課題について話し合い、高齢になっても安心して生活できる地域づくりを目指し、自分たちの地域にとって必要な支援体制を考える場として、個別及び地域での会議を開催する。